

## 議第81号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

### 第21条 削除

#### 附 則

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

平成26年11月18日提出

三島市長 豊岡 武士